

道央支部会則

<令和4年7月1日 一部改正版>



公益社団法人 全国珠算教育連盟

道 央 支 部

支部に関する規則第5条の規定に基づき支部会則を次のとおり定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 当支部は、公益社団法人全国珠算教育連盟（以下「連盟」という）道央支部という。

(事務所)

第2条 当支部は、事務所を北海道札幌市中央区南2条西25丁目2-19に置く。

(地区)

第3条 当支部は、常任委員会の決議を経て、1市町村に1地区を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当支部は、連盟の目的に沿って活動し、北海道（石狩・空知・後志支庁管内）の珠算教育の普及向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 連盟の事業の全面的推進
- (2) 珠算競技会及び研修会等の実施
- (3) 連盟に対する意見の具申
- (4) 連盟からの諮問に対する応答

第3章 会員

(種別)

第6条 当支部に所属する会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(入会)

第7条 当支部に所属する会員になろうとするものは、当該地区を経由して入会申込書を提出し、常任委員会の決議を経て、理事会の決議を経なければならない。

- 2 入会を許可されたものは、連盟の入会金、会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格及び権利並びに義務)

第8条 会員の資格、権利、義務及びその他の規定は、連盟が定める会員に関する規則及び会員に関する実施規程による。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 団体又は法人である会員が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 定められた期日までに会費を納入しなかったとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を支部長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、支部総会及び社員総会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) 当支部の名誉を傷つけ、又は当支部の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 正会員としての義務に違反したとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

第4章 支部総会

(種類)

第12条 当支部の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 支部総会は、第6条第1号の正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 支部総会は、次の事項を決議する。

- (1) 支部会則
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員選任及び解任
- (4) 常任委員会で必要と認めた事項

(開催)

第15条 定時総会は、年1回毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長、監事、常任委員会又は監査委員から請求があったとき。
- (2) 正会員現在数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 支部総会は、支部長が招集する。

- 2 前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 支部総会の議長は、支部長とする。

(定足数)

第18条 支部総会は、正会員数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第19条 支部総会の決議は、議決に加わることのできる正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

- 2 特別決議事項は、議決に加わることのできる正会員の過半数であって正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の書面議決及び代理行使)

第20条 支部総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議事項の通知)

第21条 支部総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知しなければならない。

(議事録)

第22条 支部総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席した監査委員が署名、押印しなければならない。

第5章 役員等及び職員

(役員)

第23条 当支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監査委員 2名

(役員を選任)

第24条 役員は、支部総会において選任する。

- 2 支部長は、常任委員の互選により定める。ただし、役員等に関する規則第2条の手続きを経るものとする。
- 3 副支部長は、常任委員の中から支部総会の決議を経て支部長が委嘱する。
- 4 常任委員は、支部総会において正会員の中から選任する。
- 5 前項に規定する常任委員の定数は、支部に関する規則第7条1号により定める。
- 6 監査委員は、支部総会において正会員の中から選任する。ただし、代議員と兼務はできない。
- 7 その他細部事項は、支部に関する規則第7条に準ずる。

(正副支部長の職務)

第25条 支部長は、当支部を代表し業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任委員の職務)

第26条 常任委員は、常任委員会を構成し、支部総会の権限に属する事項以外の業務を決議し、日常業務を行う。

- 2 代議員選挙管理委員会は、常任委員会の推薦により、支部総会の承認を経なければならない。
- 3 代議員の立候補者が選挙区定数に至らない数を、常任委員会が推薦することができる。

(監査委員の職務)

第27条 監査委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 支部財産の状況を監査すること。
 - (2) 常任委員会の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを常任委員会及び支部総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、常任委員会又は支部総会を招集すること。
- 2 監査委員は、前項に掲げる業務を執行できない状況が生じた場合は理事長に報告し、監事の派遣を要請することができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、事業年度の7月1日に始まり2年後の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第29条 役員が、次の各号の一に該当するときは、常任委員会及び支部総会の決議によりこれを解任することができる。ただし、支部長にあつては理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問及び参与)

- 第30条 当支部には、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、支部総会の決議を経て支部長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、第28条及び第29条の規定を準用する。

(職員)

- 第31条 当支部の事務を処理するため職員を雇用することができる。
- 2 職員は、常任委員会の決議を経て支部長が任免する。
 - 3 職員は、支部役員及び連盟役員並びにその他の機関の役職を兼務することができない。

第6章 常任委員会

(構成)

- 第32条 常任委員会は、支部長、副支部長及び常任委員をもって構成する。

(招集)

- 第33条 常任委員会は、随時支部長が招集する。
- 2 支部長は、常任委員会構成員現在数の過半数又は監査委員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その日から2週間以内に招集しなければならない。
 - 3 常任委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知を発しなければならない。

(議長)

- 第34条 常任委員会の議長は、支部長とする。

(定足数)

- 第35条 常任委員会は、常任委員会構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

- 第36条 常任委員会の決議は、別段の定めのあるもののほか、議決に加わることができる出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 前項前段の場合において、議長は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第37条 常任委員会の決議の目的である提案事項について、議決に加わることができる構成員全員が書面により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査委員が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第38条 常任委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席した監査委員が署名、押印しなければならない。

第7章 執行部

(執行部)

第39条 当支部は、次に掲げる執行部を置き支部長が統括する。

総務部
会計部
検定部
競技部
研修部
広報部
厚生部

2 前項に掲げる執行部は、連盟の事業に準ずる。

(執行部の役員)

第40条 執行部には、部長及び副部長各1名並びに必要なに応じて部員若干名を置く。

2 部長は、常任委員会の決議を経て、支部長が委嘱する。

3 副部長及び部員は、部長が推薦し常任委員会の決議を経て、支部長が委嘱する。

4 執行部役員には、第28条及び第29条の規定を準用する。

(役員の仕事)

第41条 部長は、当該執行部を代表し業務を統括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 部員は、部長の指示により業務を処理する。

(執行部会)

第42条 執行部会は、当該執行部の正副執行部長及び部員をもって構成する。

2 執行部会は、部長が随時招集する。

3 執行部会の議長は部長とする。

(執行部会の仕事)

第43条 執行部会は、当該執行部に係る事項の原案を作成する。

(執行部の業務)

第44条 執行部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 常任委員会の決議による事業の実施
- (2) 支部に対する意見の具申
- (3) 支部からの諮問に対する応答
- (4) その他必要な業務

第8章 財産及び会計

(財産)

第45条 当支部の財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載した財産
- (2) 公益目的事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 連盟からの交付金
- (5) その他の収入

(事業の費用)

第46条 当支部の事業遂行に要する費用は、前条に示す資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当支部の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に支部長が作成し、常任委員会の決議を経て、理事長に提出しなければならない。

- 2 変更した場合も前項と同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第48条 当支部の収支決算は、事業年度終了後支部長が作成し、事業報告及び計算書類等並びに会員の異動状況書とともに、監査委員の意見を付けて、常任委員会の決議を経て1か月以内に理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第49条 当支部の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(会計の処理)

第50条 当支部の会計処理については、連盟の会計処理規程による。

第9章 補則

(会則の変更)

第51条 この会則は、支部総会の決議を経て、理事長の承認がなければ変更することができない。

(役員改選時の決算)

第52条 役員改選時における事業報告及び収支決算に係る一連の業務は前任者が行う。

(諸規定)

第53条 当支部の業務執行に必要なその他の規定は、連盟の定める諸規定による。

- 2 支部における特定個人情報の取り扱いは、連盟の定める特定個人情報取扱規程を準用する。同規程のうち「連盟」を「道央支部」に、「理事長」を「支部長」に、それぞれ読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 第54条 この会則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年7月1日から一部改正施行する。
 - 3 この会則は、令和 2年7月1日から一部改正施行する。
 - 4 この会則は、令和 4年7月1日から一部改正施行する。